

平成28年 第2回定例会一般質問（平成28年6月15日）

◆5番北山議員 ちとせの未来を創る会、北山敬太です。

通告に従いまして、順次、質問をさせていただきます。1点ずつお伺いをしてまいりますので、簡潔で明瞭な御答弁をお願いいたします。

大項目の1点目、防災対策について、中項目の災害ボランティアの派遣。

本年の4月14日と16日に、熊本県の熊本地方で相次いで発生した最大震度7に及ぶ2度の地震により、熊本、大分の両県下では、甚大な被害が生じたところであります。震災にて、とうとい命を失われた方々に対しては、心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様には、一日も早く、安息の日々が訪れますことをお祈り申し上げます。

さて、2011年の東日本大震災以降、避難所の運営や被災住戸の復旧を支援する災害ボランティアが、全国から自主的に集まる傾向にあります。今回の熊本地震でも、各自治体に登録の上、活動を行ったボランティアの数は、5月末までに、延べ7万4,000人に上っており、被災自治体においては、復興に向けて欠くことのできない重要な担い手となっております。

そのようなやさき、神奈川県鎌倉市の社会福祉協議会では、本年6月から、熊本地震ボランティア活動支援事業と銘打ち、熊本の被災地でボランティア活動

を行う市民等を支援する取り組みを始めております。

支援の内容としては、1人当たり5,000円の交通費助成とボランティア活動保険の年間保険料相当額の650円、合わせて5,650円を助成するものと聞いております。

災害対策を、どんなに綿密に講じたとしても、現実には災害が発生したときには、必ず想定外のトラブルが生じるのが常であり、実際に被災した現場の状況から、実証的に学ぶことは多いものと考えております。

昨日の末村議員の質問に対する答弁でも、市長が答えられていたとおり、当市では、毎年開催している総合防災訓練や各種防災講座の開催、町内会単位で形成される自主防災組織など、多様な防災、減災対策に取り組んでおられます。とりわけ、本年の2月20日と3月5日の2回にわたり、千歳市防災学習交流センターそなえーるで開催された厳冬期の避難所体験は、厳しい冬の間には被災した場合において、避難所の開設、運営及び生活を模擬的に体験するもので、地域特性を考慮した極めて実践的な訓練と高く評価するところであり、今後も、ぜひ継続していただきたいとお願いするところであります。

このほか、今回の熊本地震でも、支援に赴いた自衛隊の存在など、当市には、防災都市と呼ぶにふさわしい数多くの条件が整いつつあるものと考えております。

ここに、民間レベルで復興支援に従事した経験者の体験をデータベース化して加え、または、地域防災の語り部として、将来に役立つような取り組みは非常に有用であり、費用対効果も高いと考えられることから、当市も、災害ボランティアに参加しようとする市民を推奨し、これを援助する手だてを構築してもよいのではないかと感ずるところではありますが、御所見をお伺いいたします。

続きまして、大項目の2、市営住宅の入居申し込みについて、中項目、抽せん時の優遇措置をお伺いいたします。

当市は、現在、子育てするなら千歳市のキャッチフレーズのもと、子育て世代が幸せを実感できる子育ての町を新しいビジョンに掲げております。

千歳市では、現在、2,500戸以上の市営住宅を管理し、低廉な家賃で賃貸しており、3カ月に一度の申し込み時には、非常に高い競争率となっております。間もなく、市営住宅みどり団地3号棟の80戸が完成し、供用を開始する予定となっておりますが、今後は、平成24年度に策定された千歳市公営住宅等長寿命化計画に基づき、新築ではなく、既存住宅の修繕や民間賃貸住宅等の借り上げを柱として、必要な住宅の供給を継続するものと理解をしているところであります。

当市の市営住宅の入居申し込み時においては、落選4回ごとに、抽せん番号が1つ付与されるほか、未成年者を扶養する片親世帯や生活保護世帯、体に障がい

を持つ方などに、申し込み回数に関係なく、抽せん番号が1つ付与されているものの、現在のところ、子育て世代を対象とする優遇措置は講じられておりません。家計に負担の大きい子育て世代、特に未就学児童を抱える世帯への対応として、低廉な家賃で住める住宅を提供することが急務であり、手始めに、市営住宅の入居条件を緩和させることが得策と考えます。

よって、一定要件を満たす子育て世帯に対し、優遇措置として抽せん番号を付与するほか、例えば、1棟丸ごとを子育て世帯に限定した借り上げ住宅を含む市営住宅を提供するなど、先進的な対応を講ずることはできないものか、御所見をお伺いいたします。

続いて、大項目の3点目、補助及び交付金等の算定について、中項目の1点目、補助金等決定のプロセスと見直しに移ります。

千歳市では、補助金や交付金の給付に当たり、千歳市補助金等交付規則や類する規則、要綱の定めるところにのっとり執行されているものと理解しておりますが、予算書に記載されている一般会計の負担金、補助及び交付金調書を見ますと、長年にわたって、固定費のように額が変わらない項目も多く散見されます。もちろん、運営費等、経常的支出に充当できる補助金であれば、ある程度、交付額が固定化することもやむを得ないものと考えられますが、公金から支出されるこれらの補助金等は、当然のことながら、必要最小限にとどめるべきであり、

仮に額が同じであれば、実施事業や事務の効率化により、その費用対効果を年々上げるように促していくことが、極めて重要なポイントになるものと考えております。

千歳市では、平成16年度に、千歳市財政健全化対策を策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間、毎年7億円の歳出削減により、5年間で、累積で105億円を削減する大なたを振るった経過があり、その際は、いや応なく、財政援助団体等に対する補助金や交付金も対象になったと記憶をしております。現在も、市は、世界的に不透明な経済状況、また、少子高齢化の継続による収支の悪化、社会保障関連経費の増大等が見込まれますことから、収支バランスの維持を目的として、平成22年度より、千歳市財政標準化計画を10カ年計画で実施しているさなかであり、事業の選択と集中により、引き続き、厳しい財政運営を強いられる状況に変わりはないものと推察いたします。

そこで、お聞きしたいことの1点目として、補助金等の額の決定までには、どのような手続を踏んでいるのか、一般的なプロセスについて例示をいただきますようお願いいたします。

次に、地方自治法第2条第14項に、地方公共団体は、その事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと定められており、同条第15項では、地方公共団

体は、常に、その組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならないとされております。

この観点から、2年目以降の補助金の適用、あるいは補助額の増減について、どのような配慮を行っているのか、お示しください。

次に、中項目の2点目、補助金等実績報告書に移ります。

千歳市の場合、補助金等実績報告書については、情報公開請求に基づいて公開できる公文書となっておりますが、全国的には、積極的に公開する自治体もふえており、道内では、函館市がホームページ上で実績報告書を開示しております。

千歳市も、情報開示請求によらず、積極的に補助金等実績報告書を公開すべきではないかと考えるところではありますが、御所見をお伺いいたします。

次に、補助団体等の実績報告書の中で、次年度への繰越金が計上されている場合において、補助金の余剰部分の算定、戻入についてのルールは統一されているのかです。されていないのであれば、統一的なルールを策定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、大項目の4点目、会計監査について、中項目の1点目、定期監査のあり方をお尋ねします。

監査委員は、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に設置が義務づけられた行政委員会的一种であり、その職務遂行に当たっては、長から独

立して権限を行使することができ、常に公正で、不偏の態度を保持して、監査をしなければならぬとされております。

地方公共団体の監査制度のあり方については、これまでも、地方制度調査会や地方行財政検討会議において、制度の見直しを含めた議論が進められてきており、現行の監査委員制度、また、外部監査制度について、廃止を含め、ゼロベースの見直しが進行しているところと聞いております。

そこで、これらの動向を踏まえ、また、当市の監査事務のこれまでの推移を踏まえて、質問をさせていただきます。

1点目、平成27年度の定期監査から、庁内の財務事務監査を簡略化し、前年度の指摘が軽微または皆無であった課を除外しておりますが、その理由とともに、当年度に監査除外となった課の対象全体に占める割合を伺います。

2点目、地方自治法第199条第3項では、さきの大項目3でも触れた地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかを、特に意を用いなければならぬとされておりますが、この法の要請を満たすため、これまで、所管課に対して、どのような指導及び改善を求めているのか、具体的な例示をもって、わかりやすくお示し願います。

次に、中項目の2点目、財政援助団体の監査に移ります。

財政援助団体に対する監査は、地方自治法第199条第1項及び第4項に定

められた通常監査に属するものではなく、同条第7項の規定に、監査委員が任意に、または、長からの要求に基づいて行うことができるとされており、必ずしも実施が義務づけられているものではないと解釈をしております。

しかしながら、市が、補助金や交付金、負担金等の財政援助を行っている以上、該当する事業が、その補助等の目的に沿って、適正で有効かつ効率的に執行されているか、当該団体に対する指導、監督を行うことは必然であると考えております。

当市でも、毎年、幾つかの財政援助団体に対する監査を行っておりますが、市のホームページ上で確認できる平成15年度以降の監査報告書を見たところ、山口市長が就任された初年度の平成15年度では、10団体の24事業の監査を行っているのに対し、翌16年度は9団体の9事業、17年度は10団体の10事業で、以降、監査対象は、1団体当たり1つの事業に固定され、最新の監査報告である平成27年度では、3団体の3事業と激減をしております。

しかし、今回、私が財政援助団体監査報告書をじっくりと眺めていて、一番に驚いたのは、監査の結果に記載された監査意見が、平成17年度から平成27年度まで、まるで判で押したかのように、句読点の位置まで、一言一句、そっくり同じ文章だということにあります。

また、監査の範囲に記載された着眼点につきましても、法令や交付目的との適

合性、あるいは公益上の必要性や効果など、監査として当然にあるべき視点が触れられておらず、この報告書を見る限り、監査としての独立性や透明性、また、専門的な視点からの示唆をかいま見ることができません。

そこで、どこでも本市と同じような監査を行っているものであるのかどうか、今回の質問をするに当たり、他市の事例を調べさせていただきました。その結果、財政援助団体等の実名を公表した上で指摘を行っている例を見つけたので、その一部を抜粋して紹介させていただきます。

新潟県内のある市の事例でございます。ホームページ上では、全てフルネームで公表されておりますが、団体の名称は、一部を伏せさせていただきます。

1点目、観光協会に対する指摘事項です。そのまま読み上げます。

協会の定款では、経常経費は、会員から、会費と会員負担金を徴収して充てることになっているが、それらを事業費等に充て、経常経費の全額を市からの補助金の対象経費としている。定款の趣旨を考慮の上、補助金の対象経費を限定するよう求める。

次に、今、申し上げた指摘とは違う部分ですが、所管課である観光振興課に対する指摘事項を述べます。

外国人旅行誘致事業について、補助対象経費のうち、観光協会が支出すべき144万6,000円が、平成26年11月まで未精算となっていた。平成25年

度事業で、予算の繰越手続も行っておらず、年度内に事業が完了していないにもかかわらず、補助金を交付している。これは、補助金等交付規則に逸脱した事例であり、補助金等交付規則に基づき、補助金の返還措置を講ずるよう求める。

次に、もう1点、スポーツ振興財団に対する指摘事項です。読み上げます。

出張旅費を当初予算から大幅に増額し、1人の職員が、年間120日もの出張を行っていたが、復命書の提出がなく、出張の行程や目的、実績等の確認ができなかった。旅費については、規定どおり、必ず復命書を提出することを求める。

次に、所管課である社会教育課に対する指摘事項です。

財団の経理事務に関して、誤り等の事例が数多く見られた。これは、財政援助の担当課として、厳正に検査を行っていなかったことを意味するものである。市が主催する事業等の負担金は、補助金等交付規則上の手続を要しないものとなっ  
てはいるが、公金の適正な支出確認のための検査は、厳正に実施するよう求める。

そして、これらの指摘を踏まえた監査委員の意見です。

補助金等交付事業の実施に当たっては、高い透明性が求められ、その対象範囲や金額、補助率などが明確で、多くの市民が納得できる制度設計になっていることは、事業執行の説明責任を担保する上で重要である。中略。これからは、市としての補助金等の見直し方針を明確にし、一定の基準を設け、適正化に努められ

たい。また、補助金等検討委員会などを組織することにより、全庁的に補助金交付要綱の基準の統一化を図るとともに、補助金等が適正かどうかを、所管課以外の第三者の立場でチェックする体制を整備することなどを検討されたい。中略。

最後に、特定の団体に限定した運営費補助等は、公金支出の公平性の点から、慎重でなければならないものであるが、補助基準や対象経費が曖昧になる傾向が強く、本来、自立した団体として、みずから賄うべき経費に対して市が補助することにより、団体の自立性を阻害する可能性もある。特別な理由で、運営費補助の必要がある場合でも、組織力や運営基盤が脆弱な初期段階に限定し、一定期間後は、事業費に対する補助等に転換していくことを望むものである。

以上であります。いかがでしょうか。

今、御紹介したように、これが本来の監査の仕事であり、監査委員の意見書だというふうに、私は感じます。この中には、ルールを逸脱した公金は、びた一文使わせないとする強い意志を感じます。

そこで、これらの点を踏まえ、次のとおり質問をさせていただきます。

まず1点目、平成27年度の監査対象となった出資団体数、財政援助団体数、指定管理者数を、それぞれお示し願います。

2点目、例年、監査対象の財政援助団体を選定する基準は何か、お示し願います。

隣接する恵庭市の平成27年度の財政援助団体に対する監査報告書によれば、原則4年サイクルの実施計画に基づいて、9団体の10事業を対象に監査を行ったと記載されております。その理由については、確認をしておりませんが、私が察するところ、財政援助団体に対して交付した補助金等は、いわゆる公債権と認定されることから、返還請求権の消滅時効は、地方自治法第236条の規定により5年であるため、万一、不正支出等が露見した場合においても、取りこぼしなく権利を行使できるよう、理にかなった制度設計がなされているものと理解をしたところであります。

そこで、3点目として、当市の場合は、財政援助団体の数に対して、監査対象団体数が明らかに少ないものと見受けられますが、恵庭市のように、少なくとも5年以内に、全ての団体を一巡するスケジュール管理を行うべきではないかと考えるところでありますが、御所見をお伺いいたします。

4点目、当市の場合、財政援助団体の監査報告書では、対象団体全ての総評という形で監査結果の記載がなされておりますが、全ての対象団体を同様の監査結果で丸めることが可能なのか、疑問を感じるところであります。それぞれに指摘事項も異なるはずであり、さきの恵庭市の監査報告書でも、1団体ずつの公表になっておりますが、当市でも、それぞれの団体ごとに分けて記載することはできないのか、御所見をお伺いします。

5点目、監査結果の中にある、おおむね良好のおおむねとは、具体的に、どういう状態を指すのか、また、省略した軽微な指導内容とはどういう事項か、気になるところでありますが、軽微であっても公表すべきと感じますが、いかがでしょうか。

6点目、出資団体の監査に際しては、事業の運営及び会計経理の適切性のほか、費用対効果や経営的観点からの妥当性も、当然に考慮すべきものと理解するところですが、当市の監査報告書にある監査の範囲及び方法の中には、その点について、具体的に触れられてはおりません。実際のところ、そのような視点からの監査が行われているのかどうか、お尋ねをいたします。

7点目、財政援助団体等の監査結果において、指摘すべき事項が認められた場合、監査委員は、具体的にどのような手続で、所管課または当該団体に改善を求めめるのか、また、その結果については、どのような手順で報告を受けることになっているのか、お伺いをいたします。

次に、中項目の3点目、監査委員の選任に移ります。

1点目、地方自治法第196条第1項の規定により、市町村における監査委員の定数は、原則2名とされ、そのうちの1名は議員から選任することとされておりますが、千歳市では、もう一方の識見委員を、市の部長職経験者から選任することが慣例となっております。

全国都市監査委員会のデータによりますと、5万人から10万人の人口に属する地方自治体の識見委員のうち、民間出身者の割合は約66%、305人中で201人となっております。一方、公務員出身者の割合は、約30%の93人ですが、当該自治体出身者の割合で見ると、16%に満たない48人となっております。

このように、全国的に見ると、OBを選任している自治体は圧倒的に少数であります。一方、本市が、一貫して職員OBを選任してきた理由はどこにあるのか、お示しを願います。

監査制度の見直しが求められている背景の一つに、平成22年の会計検査院における検査報告書において、都道府県及び政令指定都市の全てにおいて、不正経理が指摘されたことが挙げられております。

その点を踏まえれば、十数年来、本市の監査において、重要な指摘事項がないことは、余りにも不自然と言えなくもありません。監査委員の選任は、市長が議会の同意を得て行うものであり、歴代の識見委員の適性や資質に対して、何ら異を唱えるものではございませんが、かつての側近が監査委員に指名されることにより、厳しい指摘をちゅうちょせざるを得ない空気が流れているのではないかというふうに、案ずるところでもあります。

しかしながら、監査が有効に機能し、市が関与する内外の不適切な事務の執行

を厳しく洗い出し、浄化する機能を持たなければ、いつまでたっても、千歳市は次のステージに進むことができません。

そこで、2点目、昨今、公金の支出に対する世論の厳しい目がある中で、市民に、いささかの疑念も抱かれないようにするためにも、今後、当市でも、識見委員の選任においては、税理士等の有資格者である第三者を充てる、または、加えるべきではないかと考えるところではありますが、理事者の御見解をお伺いいたします。

目を皿のように見開いて見るか、それとも、目をつぶって見過ごすかで、千歳市の将来は大きく変わってまいります。当然ながら、前者の視点で、今後とも、事務を遂行していただきますことを、最後にお願いを申し上げまして、壇上からの私の質問を終わります。

○香月議長 10分間休憩いたします。

(午後2時12分休憩)

(午後2時23分再開)

○香月議長 再開いたします。

◎山口市長 ちとせの未来を創る会、北山議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、防災対策について、災害ボランティアの派遣についてお答えいたしま

す。

近年は、台風等による風水害や地震、津波などの災害が発生した際には、災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮しており、被災地の復興に欠くことのできない役割を果たしてきております。災害ボランティアの活動は、ボランティア本人の自発的な意思と責任により、被災地での活動に参加、行動することが基本となるほか、本人の健康や安全については、自分自身で管理する必要があります。

なお、本人が無理な活動を行った場合は、けがや病気になったり、思わぬ事故に巻き込まれたり、命の危険にさらされることもあるため、現地に行くか、行かないかについては、本人の責任において判断するものと考えております。

市といたしましては、災害ボランティアの活動が、被災地の復興や住民の心に活力をもたらすなど、その重要性については十分に認識しているところであります。

市民のボランティア活動を支援している千歳市社会福祉協議会に、熊本地震の被災地でのボランティア活動に関する問い合わせ状況を確認いたしましたところ、現在まで、問い合わせはないとのことであります。

市といたしましては、災害ボランティアに対する市民ニーズや、無償や有償のボランティアのあり方など、さまざまな検証が必要であると考えており、今後、

関係機関や団体等とともに、災害ボランティア派遣のあり方について調査研究を行ってまいります。

次は、市営住宅の申し込み状況について、抽せん時の優遇措置についてであります。市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸するセーフティーネットと位置づけられ、さらに、入居中に生活の基盤を安定させ、次のステージへの一時的な住居としての役割も担っております。

現在、市が管理する市営住宅の入居者選考は、条例や取扱要領に基づき、公開抽せんにより入居者を決定しており、その際には、住宅確保要配慮者である寡婦、これは夫も含みますが、その寡婦世帯や障がい者世帯、生活保護世帯に対して、抽せん番号を1個加算をし、他の一般の入居申込者より当選確率を上げる倍率優遇方式を、平成12年度から行っているところであります。

子育て世帯への優遇措置についてありますが、現在、子育て世帯に対する優遇は実施しておりませんが、住宅団地内に子育て世帯がふえることは、高齢者との世代間交流や地域活動の活性化などが期待できると認識をしております。

このことから、子育て世帯が安心して子供を育てることができ、かつ、子供が健やかに成長できる環境づくりを進め、次のステージへのステップアップの一助となるよう、現在、既存借り上げ型市営住宅制度の検討項目の一つとして行っているところであります。今後も、子育て世帯の低額所得者に対する取り組みについて、

先進事例の調査や道営住宅などの状況を踏まえ、検討を進めていくこととして  
おります。

次は、補助及び交付金等の算定について、補助金等決定のプロセスと見直しに  
ついてお答えをいたします。

まず、補助金等の決定につきましては、千歳市補助金等交付規則のほか、各補  
助事業ごとに定める補助金交付要綱等をもとに、事務手続を進めており、基本的  
な流れといたしましては、初めに、補助金の交付申請者が、交付申請書及び添付  
書類を市の担当課に提出し、その後、申請書類等の審査を行い、補助金を交付す  
べきものと認めるときは、速やかに交付決定を行うとともに、補助金等交付決定  
通知書により、交付申請者に通知を行うこととしております。

また、補助事業者は、補助事業が完了したときには、速やかに補助事業等実績  
報告書に収支決算書等を添えて、市に報告することとしております。その後、実  
績報告書等の審査を行い、交付決定の内容に適合すると認められた場合には、交付す  
べき補助金の額を確定し、交付を行っております。

次に、補助金の額の算定についてありますが、補助金の額につきましては、  
新年度予算の要求時に、補助金の交付団体等を所管する担当課におきまして、補  
助事業の目的や内容、成果等を踏まえ、団体の運営に対する補助であれば、事業  
実績や翌年度の事業計画、事業内容などをもとに、予算額の増額や減額などの見

直しを含めて算定を行い、その後、財政部局の予算査定におきまして、さらに精査し、予算措置を行っております。

次に、補助金等実績報告書の公開についてであります。補助金の実績報告書などの市が管理する公文書につきましては、千歳市情報公開条例等の規定により、市民からの請求を受けて公開することとしており、市民の知る権利の確保や開かれた市政の運営に努めているところであります。

補助金の内容や事業実績等につきましては、決算書に事業概要を記載するとともに、これを市のホームページで公表することで、広く市民に周知を図っているところであり、市のホームページを活用した補助金の実績報告書の公開につきましては、現在のところ、考えておりません。

次に、次年度への繰越金が計上されている場合の補助金の余剰部分の算定、戻入のルール化であります。補助金が生ずる理由については、団体の自主事業収入や利用料収入、会費収入などが剰余金となる場合、このほか、補助対象経費に剰余金が生じる場合など、補助事業により異なっております。

補助対象経費において剰余金が生じた場合には、精算後に市に返還することとしておりますが、全額返還することにより、次年度当初の事業実施に支障が生じる場合もあり、この状況を解消するため、剰余金を繰越金として留保している団体もあります。

この場合は、団体の活動規模や事業内容などにより状況が異なるため、全ての補助事業において、一律に剰余金として認める金額を定めることはできませんが、取り扱いについては、団体の活動状況等を踏まえ、事業運営に支障が生じないよう、個別にルール化して対応してまいりたいと考えております。

今後におきましても、毎年度の予算編成において、繰越金額が過大となっていないか、増加傾向にないか、補助の負担割合は妥当であるかなど、きめ細かに精査を行い、適切な財政運営に努めてまいります。

次に、監査委員の選任についてであります。初めに、監査委員の選任につきましては、地方自治法の規定において、地方公共団体の長が議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他の行政運営に関してすぐれた識見を有する者及び議員のうちから、議会の同意を得て選任することとされております。

当市におきましては、これまで、行政経験者の選任を行ってきたところであり、これは、地方自治体の監査は、その対象が多岐にわたることから、自治体の財務会計制度を初め、各種事務事業の執行を熟知する行政経験者は、財務監査や決算審査等において、より深く調査及び指摘等を行うことが可能であると判断しているものであり、毎年度の各会計決算審査では、監査委員から、直接、私が審査結果の報告を受けるなど、監査委員としての専門性や独立性を持って、その職務

を的確に執行されているものと認識をしております。

次に、識見委員の外部からの登用についての考え方がありますが、外部の専門家の活用については、全国の地方公共団体の識見委員の選任状況において、その多くは非常勤の委員となっているところであり、一方で、当市におきましては、公務の管理に精通する常勤の識見委員を選任しておりますことから、監査体制といたしましては、充実しているものと考えております。

国では、地方公共団体の監査制度について、地方制度調査会や総務省の研究会において、制度の見直しを含めた、そのあり方に関する議論が継続して行われており、今後、さらに議論を深め、必要に応じて法改正を行うとされております。

現在、本市では、各種施策の推進により、人口の増加傾向が続いているところではありますが、少子高齢化に伴う社会保障経費の増加や新たな財政需要への対応など、厳しい財政状況において監査業務の重要性が増していくものと認識をしております。

このことから、現体制において最大限の監査機能を発揮していただくとともに、国の監査制度の動向についても注視してまいります。

このほかの内容につきましては、監査委員から答弁があります。

私からは、以上であります。

◎松田監査委員 ちとせの未来を創る会、北山議員の一般質問にお答えいたし

ます。

会計監査についての定期監査のあり方、財務事務監査の方法を簡略化した理由と監査を除外した課の割合についてであります。本市における監査等の実施につきましては、千歳市監査基準第7条の規定に基づき、監査等を効率的かつ効果的に実施するため、年度当初に年間監査計画を策定し、その計画の中で、定期監査の実施時期等を定めております。

財務事務に係る定期監査につきましては、従前から、年4回に分けて、全課を対象に実施してまいりましたが、近年、監査対象書類等が増加傾向にある中、限られた人的資源により、監査事務を効率的、効果的に実施する必要があることから、平成27年度の年間監査計画から、前年度に監査を実施した課のうち、指摘事項及び検討事項がなく、口頭による指導が5件未満だった課については、事務の執行がおおむね適正に行われているものとして、監査の対象外としたものであります。

このことにより、指摘事項等が多くあった課に対して、重点的に監査を実施することが可能になるものと考えております。

また、執行部門におきましては、適正に事務を執行することにより、監査が1年免除されることで、事務の軽減につながるとともに、適正な事務の執行へのインセンティブにつながるメリットがあるものと考えております。平成27年度

の財務事務監査におきましては、従前であれば、ⅠⅠⅠ課が監査の対象となる  
ころ、監査の対象外が30課でありましたことから、約3割程度の課が監査対象  
外となっております。

次に、これまでの指導や改善を求めた具体例についてであります。主な事例  
といたしましては、支出事務に関するものとして、時間外勤務実績簿の不備によ  
る時間外勤務手当支給に係る過不足、旅費の未精算、支出負担行為書に添付され  
る書類の不備、補助金交付事務における事務手続の不備などです。契約事務に関  
するものとして、契約関係書類の不備、専決区分の誤り、見積書の徴取漏れなど  
で、財産管理事務に関するものとして、備品使用簿への登録漏れ、備品の廃棄処  
理に係る事務手続の不備、備品整理票の未貼付などです。

また、以前の指摘や指導に対し、改善が見られなかったものとして、時間外勤  
務実績簿の記載誤りのほか、行政財産使用許可申請、支出負担行為書、旅行命令  
簿、旅費の精算、契約事務関係のいずれも、書類の不備などがありました。

これらの指摘事項等につきましては、監査の過程において指導し、また、監査  
終了後、関係部課長に文書により通知を行い、必要に応じて、直接、面接して指  
導を行っており、前々年度以前から、指摘事項等が改善されていないものについ  
ては、その要因や措置等について、文書による提出を求めています。

次に、財政援助団体等の監査の対象となる財政援助団体等の数について

であります。平成27年度におきまして監査の対象となる団体数は、出資団体で4団体、財政援助団体で163団体、公の施設の指定管理者で18団体となっております。

次に、財政援助団体監査の選定基準についてであります。市が、補助金や交付金等の財政的援助を与えている団体で、その金額がおおむね100万円以上の団体から、過去の監査実施状況等を考慮の上、抽出して監査を実施しております。

次に、財政援助団体の監査実施数についてであります。財政援助団体等に対する監査につきましては、地方自治法第199条第4項の規定により、年に1回以上の実施が義務づけられている定期監査とは異なり、同条第7項の規定により、監査委員が必要があると認めるとき、または、普通地方公共団体の長の要求があるときに監査することができると定められており、全ての団体に対して監査を実施しなければならないものではありません。

財政援助団体につきましては、出資団体や公の施設の指定管理者とは異なり、相当な団体数となります。平成27年度の監査におきましては、年間監査計画において定めております100万円以上の交付を受けている団体だけでも163団体がありましたが、補助金等を受けている団体の全てを対象とした場合は、おおむね400団体となりますことから、これら全てを5年以内で一巡する監査

を行うことは、非常に難しいものと考えております。財政援助団体につきましては、地方自治法第221条第2項の規定により、長の調査権が及ぶものであり、第一義的には、補助金等の交付担当課において、実績報告書等により、当該団体における補助金等の適正な使用について審査すべきものと認識をしております。

次に、監査報告における個別団体ごとの記載についてであります。現在、国において、監査委員監査制度のあり方について議論されており、また、監査委員の全国組織であります全国都市監査委員会におきましても、監査基準や監査方法の見直し等が行われているところであり、これに合わせて、本市の監査の方法等についても見直す必要が生じてくるものと考えておりますので、これらの動向を注視するとともに、北海道都市監査委員会の会員都市との情報交換を行いながら、監査報告書の形式につきましても、よく研究してまいります。

次に、監査報告書にある、おおむね良好の考え方についてであります。監査結果の報告につきましては、内規で監査結果報告の基準を定めており、その基準に沿って行っております。監査報告書に記載する基準といたしましては、法令等に違反しているもの、故意または重大な過失によるもの、不経済なもの、または損害が生じているものなどで、軽微や少額のものを除くこととしております。

おおむね良好と表現する場合の基準といたしましては、監査報告書に記載する重要な指摘事項とまでは言えないものの、軽微な指摘事項としたものや口頭

による指導があった場合、この表現を用い、これらの指摘事項や口頭による指導事項が全くない場合は、良好という表現を用いております。

次に、軽微な指摘事項であっても公開すべきではないかとの御質問であります。これにつきましても、今後の監査の方法等の見直しの中で、よく研究してまいります。

次に、出資団体監査における監査の視点についてであります。出資団体に対する監査の範囲は、行政実例等により、当該団体の出納、その他の事務、すなわち出納及び出納に関連する事務に限定されていると解されているところであります。

また、出資団体に対して、監査委員監査の権限がどこまで及ぶのかということにつきましては、議論のあるところではあります。出資団体監査の趣旨は、地方公共団体が出資している公金が、その出資の目的に沿って適正に使われているかどうかを確認することを主眼として実施するものであり、現状の解釈におきましては、経営収支の状況や財政状態の分析については、出納、その他の事務の監査の補助的な機能としては妨げられていないものの、監査委員の権限として監査結果が出せるのは、あくまでも出納、その他の事務に関することになっているとも言われております。

このことから、出資団体監査は、監査報告書にありますとおり、出納、その他

の事務について監査を執行しており、経営状況の良否にまで踏み込んだ監査報告や意見の提出は、行っておりません。

次に、指摘すべき事項が見つかった場合の手続、その指摘に対する報告の手順についてであります。監査委員は、財政援助団体等に対して監査を実施する権限はありますが、直接、改善等の措置を求める権限はないものと言われておりますので、監査の結果、指摘事項があった場合は、当該団体に対してではなく、長に対して監査報告書を提出することになります。

監査報告書に記載した重要な指摘事項につきましては、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果の報告を受けた長は、当該監査の結果に基づき、または、当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされております。

また、軽微な指摘事項、口頭指導等があった場合は、監査の過程において、所管課の担当者に対して指摘して、改善を求め、当該団体等においてどのような措置を講ずるのか、聞き取りを行っております。

以上であります。

○香月議長 暫時休憩いたします。

(午後2時45分休憩)

(午後2時45分再開)

○香月議長 再開いたします。

◆5番北山議員 大変に前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

今、私のほうから、その監査の関係について、何点かお尋ねをしたいと思えます。

まず最初に、市長のほうから御答弁をいただきました監査委員の選任の部分でございますが、先ほどのお話では、大変、行政に広く精通した常勤の監査委員が必要だというお話でございました。

それで、行政に広く精通した方が識見委員になるのが、当然、私も望ましいとは思いますが、行政に精通した人間ということであれば、監査事務局のほうにも職員がいっぱいいますので、その事務局職員に、そのような専門性を持った方を広く充てると。例えば、今、再任用制度というものもありますので、長年、そういう財務ですとか、工事関係の積算をやられた方、あるいは税務に精通したような方、そういうような方を充てて補うということもできるかと思いますが、今現在、実際に、この行政に広く精通した方を、歴代、ずうっと充ててこられて、そして、先ほども申し上げたように、財政援助団体等に対する監査結果の部分については、11年間、全くかわりばえのない記載がされている。

それで、どこを監査されたのかが全くわからない状況にあるのは、やはり問題ではないのかなというふうに考えますけれども、今のところについて、まず、どのようにお考えになるのか、もう一度、見解をお聞きしたいと思います。

◎牧野総務部長 監査委員の監査を受ける立場ですので、答弁できることは限られておりますけれども、監査事務局の組織体制については、人事異動を所管する部といたしまして答弁いたします。

監査事務局に、行政に精通した職員、当然、職員ですから、行政の知識というのはあるかと思えますけれども、監査委員としての行政知識と監査委員を補佐する事務局職員の知識というのは、事務局職員は監査委員を補佐する立場ですので、その辺は分けて考えなければいけないのかなとは思っております。

ただ、事務局体制としては、職員個人の持つ能力、適性、資質について配慮した配置を行っているところであります。

以上です。

◆5番北山議員 とりあえず、そちらのほうは置いておきます。

それで、先ほどの財政援助団体に対する質問の3点目の中で、5年以内に一巡するスケジュール管理は、対象団体数が多過ぎて難しいと。163の財政援助団体があるということです。

それで、163団体もあるので見切れませんということであれば、端的に考え

て、監査委員をふやすことは条例でできますよね。監査委員をふやす、あるいは、外部監査に委ねるとか、いろいろな手続の方法は残されていると思いますが、そのような検討を行った上で、今の御答弁なのか、お伺いをします。

○香月議長 暫時休憩します。

(午後2時50分休憩)

(午後2時52分再開)

○香月議長 再開いたします。

10分間休憩いたします。

(午後2時52分休憩)

(午後3時02分再開)

○香月議長 再開いたします。

◎牧野総務部長 補助金の監査、財政援助団体等監査において、監査対象数と実際の監査実施数との違いということの御質問でありましたけども、監査委員のほうからも答弁がありましたが、財政援助団体の適正な予算の執行については、基本的には、補助金を交付している所管課が持つということになっております。

その中で、ある程度、金額が大きいところ、それと、以前と異なりますか、それ

以前に指摘があったところを監査対象としているということで、監査委員から答弁がありました。そういう中で、監査対象としての数をできるだけ少なくするために、執行機関側の事務体制というのは、適正に行っていかなければいけないということで考えております。

それで、市長のほうからも、現行の監査体制で、監査の適正な執行がなされているということと、結論といたしましては、現行体制で監査を行っていただきたいという答弁をさせていただきましたので、基本的には、その考えであります。

◎松田監査委員 お答えいたします。

財政援助団体も含めた監査の実施手法といたしましては、広く、薄く監査する方法と、一定の範囲を深く監査する方法があると考えておりますが、監査の実施手法についての昨今の考え方といたしましては、監査に投入できる人的資源等に限られる中で、監査を効果的、効率的に実施するために、監査の対象における事務の統制や運用の状況等などにより、リスクを評価、考慮し、監査を実施することが求められております。

このようなことから、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、地方自治法の規定により、長の調査権が及ぶ財政援助団体における補助金の使用等については、第一義的には、補助金等の各交付担当課において審査等を行うべきものと考えております。

以上であります。

◆5番北山議員 ありがとうございます。

ちょっと、完全に納得したわけではありませんけれども、今後とも、お尋ねする機会があると思いますので、今の点については、一応はおさめたいというふう  
に考えております。

あと1点だけ、確認をお願いいたします。先ほど、私が財務監査の5点目のところでお伺いした、おおむね良好のおおむねの意味でございますが、先ほどの御答弁の中で、おおむね良好というのは、軽微な指摘事項があったもので、良好というのは、全く指摘事項がないものという御答弁だったと思います。

それで、うちの財政援助団体の監査報告書では、例えば3つであれば、3つまとめておおむね良好という記載になっておりますけれども、これは3つとも軽微な指摘事項が全てあって、つまり、指摘事項のない団体は1つもなかったという解釈でよろしかったでしょうか。

◎松田監査委員 先ほど、財政援助団体の監査報告の中には、現状、まとめて結果報告をやっておりますけれども、3団体の中には、何もなかった団体も含まれております。

以上であります。

◆5番北山議員 であれば、おおむね良好ということになるのでしょうか。それ

とも、おおむね良好ということではないということで、よろしいでしょうか。

◎松田監査委員 現状、監査で行っております監査結果の報告の取り扱いにつきましては、先ほども答弁を申し上げましたけども、3団体をくくった形で、総じてくくっているということでございますので、今の形につきましては、今後の監査のあり方、手法等について、よく研究をするということでございます。

○香月議長 これで、北山議員の一般質問を終わります。